

会議録

会議名	平成29年度第2回目黒区障害者差別解消支援地域協議会会議録
開催日時	平成30年1月26日（金）午後6時30分から午後8時30分
場所	目黒区総合庁舎E会議室
出席者	<p>（委員）岩崎 北本 田島 長尾 百瀬 原 内田 土屋 富樫 吉田 山田 岩原 荘司 田畑 天田</p> <p>（幹事）人事課長 人権政策課長 子育て支援課長 教育指導課長 教育支援課長 障害福祉課長</p> <p>（事務局）障害福祉課障害福祉管理係</p> <p>（その他）障害施策推進係長・主査 身体障害者相談係長 知的障害者相談係長 精神障害福祉・難病係長 発達支援係長</p>
議題	<p>1 平成29年度上半期障害者差別解消に係る相談事例について（資料1）</p> <p>2 平成30年度以降の新委員委嘱予定について ・・・30年3月頃から就任（推薦）依頼</p> <p>3 その他</p> <p>（1）障害者差別解消職員研修の実施について（資料2）</p> <p>（2）障害者差別解消区民講演会の開催について（資料3）</p> <p>（3）小学校高学年向け福祉啓発冊子の作成状況について</p> <p>（4）目黒区障害者差別解消支援地域協議会の目黒区ホームページでの公開について</p>
配布資料	<p><事前配布></p> <p>次第</p> <p>資料1 目黒区における障害者差別解消法にかかる相談事例</p> <p>資料2 障害者差別解消職員研修の実施について</p> <p>資料3 障害者差別解消区民講演会のお知らせ</p> <p>「みんなで支えあう やさしいまちをめざして ～相模原事件が考えるいのちとくらし～」</p> <p><当日配布></p> <ul style="list-style-type: none"> ・座席表 ・目黒区障害者差別解消支援 地域協議会 委員名簿 ・【宅建業者・管理業者・家主さん向け】 障害者差別解消法について充分にご理解いただき障害のある方々への適切なお配慮にお勤めください。 <p><団体配布資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度障害者雇用促進フェア 案内（目黒障害者就労支援センター） ・講演会のお知らせ（目黒区障害者団体懇話会）
議事概要	<p>1 目黒区における障害者差別解消法にかかる相談事例について（平成29年度上半期）について（資料1）</p> <p>障害福祉課長が事例を読み上げ、その後意見交換を行った。</p> <p>会長 事例1について、質問やご意見はあるか。</p> <p>委員 日々障害者雇用をする企業と関わっているが、それらの企業は積極的に障害者を雇用しようとしている会社であるため、今回の事例を見て、まだまだ企業の障害に対する理解が浸透</p>

していないと感じた。担当者は「なぜ希望の職種の採用が難しいか」という正当な理由を述べていたのか。説明責任が抜けていたのではないか。説明したのかもしれないが伝わってなかったり、違うニュアンスで受け取られてしまったなどのズレが生じている。採用できない理由が伝わっているかの確認が足りていなく、コミュニケーションが上手くいっていないことが読み取れる。聴覚障害をもっているイコール掃除しかないというのはかなり衝撃的であった。

会長 他にご意見のある方はいらっしゃるか。

委員 今回の事例では他のバイトが決まっているが、他のバイトが決まらなかったらどうなるのか。丁寧に説明し直したらそれで差別解消ということで良しとなるのか。あるいは、今回は無理だとしても聴覚に障害をもっている人も採用できるよう企業内で努力するよう求めていくのか。どこまでが差別解消支援地域協議会としての最終目標なのか。

委員 整理するとこの事案は、合理的配慮の不提供ではなく、聴覚に障害のある方とない方を区別して取り扱われたという差別的取り扱いの事案だと思う。差別的な扱いは、事業者であっても原則禁止である。ただ、正当な理由がある合理的な区別であれば、正当化される。そのため、正当な事由があるか、その職種がどうしても聴覚に障害のある方には危険だとか、サービスがなせない等の正当性があれば、説明もできる。その場合は、訴えられたとしても、あらゆるところで差別を一切してはいけないとまでは求められていないという解釈になると考えられる。

委員 企業はどのようなことを説明しなければいけないのか。耳が聞こえないということが合理的な理由になるのか説明できなければいけないことを採用する人が知っているかどうか。その点を私たちが教える必要があるのではないか。

委員 法が求めているのは、説明義務より不当な差別をしないということ。きちんと説明をしないと紛争が解決しないのではないか。説明を尽くしても他方でなかなか理解が得られないこともあるが、納得の行くまでの説明をしなければいけないと法に盛り込まれているかと言うと、そこまでは厳しいのではないか。

委員 十数年前企業で採用をやっていた頃の経験を踏まえると、本社や事務の部署であれば障害者を採用しやすいが、一般の店舗いきなり応募されると、そこまでは通常教育できていない。せめて出来ることは、障害を持った人が来たら保留にして本社に相談するというのを徹底すること。相談先が分かっていたら門前払いすることはなくなるのではないか。

委員 相談先として最もよさそうなのはどこか。本社内で理解している人がいればよいが、相談元と同じ感覚であれば、本社に相談しても同じことになってしまうのではないか。

委員 今回の事例はいくつか店舗がある大きな企業のようなので、その場合、クレーム担当の部門に相談するよう誘導すると良いと思う。

委員 今回の場合、クレームというより、人事採用の部門がいいのではないか。

委員 フランチャイズの様な形で完全に自由な採用をしているケースもあり、その場合は本部が人事を統括する形になっていない可能性があり、本部の指導が期待出来ない。その場合には採用に当たり、対話を呼びかける必要がある。

委員 企業が行政に相談することは可能か。

幹事 企業側から相談があれば、回答することや適切な相談先につなぐことができる。そのことを踏まえ更なる周知が必要である。

会長 他にこの事例についてご意見等がある方はいらっしゃるか。

委員 民間企業のチェーン店は、ここだけでなく業界全体で似たような案件があり、理不尽だという印象を受けた。この様な事例は他のところでもあるのか。

委員 最初の面接は人事や店長が行い、障害をよく理解しているが、実際に現場で一緒に働く方たちが全て障害を理解しているとはいえないのが現状だ。特に学生や外国人は自分の仕事で精一杯であり、障害者に対し、関わりをもち配慮する余裕がない。そこで、コミュニケーションエラーが発生してしまう事例が多くある。その際に就労支援センターが間に入り、現場の店長と連携をとり、安定した関係を構築する取り組みを行っている。

会長 他はいかがか。

委員 今回の相談事例は一部だが、障害者差別解消法だけでなく、法律的、制度的にかなり整備されてきている。しかし、大企業はともかく中小企業や人事・総務以外の営業の人等はそのまで教育を受けていない。教育・啓発をしていくことが大切だ。就労支援の連絡会でもどんどん人を呼ぶなどしていかないと、いつまでたっても合理的配慮が進まない。一般の方と行政の立場の人とでは難しい部分が多くある。この事例を良い例として、話し合っていくことが大切だ。

委員 啓発していくことが必要だ。本地域協議会のホームページに事例や意見を載せ、皆さんに見てもらうのが良い。また年度単位で冊子やチラシにする等、啓発の道具として、事例をどう使うかが大切であり活用していければよいと思う。

幹事 目黒区の差別解消支援地域協議会の位置づけとして、様々な立場の方から障害者差別についての情報を発信するという側面がある。そのため、事例の中では差別的な取り扱いかどうかの議論もあるが、東京都の差別解消の協議会では逆にこういった対応が良かった等の好事例集も考えているようだ。情報発信の面から順次ホームページ内で発信していきたい。

会長 このようなところに上がるのはどうしても「こうされて辛かった、大変だった、悲しかった」などの意見だが、こうしたらダメといわれると躊躇してしまう。逆に「こういう風にし

てもらえてよかった」という例を委員から紹介してもらうことで、こうしたらいいのかと思える。そのような例を出せばいいと思う。

2の事例に関してご意見等あるか。

委員 相談した人は検討されなかったと感じている。一方で解決の状況には、2時間は話を聞いていたとあり、検討はしていなかったけれど2時間のあいだお話を伺っていることが読み取れる。聞いたけど結論は辞退をお願いしたということになるが、どういうことを求めているのか。もっと丁寧に説明をすることなのか、キャンプにいけるよう配慮していただきたいのか、担当課の要請がわからない。

会長 補足の情報があれば伺いたい。

幹事 本事例は、区民の声として区に寄せられた情報である。「持病＝障害がある」と記載があるが、具体的な内容は分からない。当初の見解によるとほぼ検討の余地なく断られたと表現している。子どもも話し合いに同席していた。どうして自分だけが行けないのか、自分のどこがいけなかったのか、と母に訴えていた。母自身も住区の見解が理解できなかったため子どもへの説明もできないままだという。住区のキャンプは子どもへのプレゼントとして用意したとのことで特別な思いがあった。やりとりの詳細は分からないが、訴えた方の表現から見れば、母子共に見解が理解できなかったという点を踏まえ、もう少し説明に工夫が必要だったのではないか。西部地区サービス事務所はこれに直接関わっているわけではなく、住区に聞き取りをした内容を住区を統括する部署として報告している。また、区民の声への回答では、担当の細かい説明が必要だと書いている。

会長 母が同行という条件を提示しても、検討の余地なく断られたと感じている。客観的に見て本当に参加が難しいものだったかどうかは分からないのか。

幹事 差別解消事案として、行政と民間事業者の区別もある。母からの意見でも、区の補助金をうけている団体だということでおさら残念だというものがあった。行政の職員が内部にいるということではないが、そういった面において、今後自治会や住区への障害の理解について更なる周知・啓発が必要だと捉えている。

委員 キャンプの場所はどこか。

幹事 分からない。

委員 元気な人でも山登りの際に死亡したという事例がある。2時間の話し合いということでかなり話し合ったのだと思う。自分は住区の立場であったらやむを得ないと思う。

委員 事例の解決状況として、「医師や教師の客観的な意見を取り入れ」とあるが、第三者の客観的な意見や情報を取り入れて、合理的な理由を説明をしたのか。ただ「無理です」では十分な納得が得られなかった可能性がある。距離や医療体制の説明もできていれば、不当な差別と受け取られることはなかったのではないかと印象を受けた。

委員 住区にはもともと健常者も障害者も高齢者も児童も住んでいるもの。今回はキャンプということで過剰に心配されたという点があると思うが、住区が昨年以前に障害者も参加できるような企画をしていたのか。そういうものがある上で今回の話があるのであれば、差別ではないと思う。ただ単に障害者のことを配慮せず企画し、今回のような事例になったのであれば、差別の一端もあるのではないか。

委員 自分の体験として、出産の際に小児喘息を持っていると言った途端、産院に断られたことがある。小児喘息は発作を起こさないように暮らしていれば特に問題なく過ごせる。もしものことがなければ健常者としてやっていけるのに、もしもを恐れられて断られてしまった。とてもショックで事例の母の気持ちがすごく分かる。キャンプという大きい行事をやるが、リスクを賭けることまでは勇気が出なかったのかなと思う。どこまで配慮したらいいのかと子どもの危険性を考えると、一概に住区を悪者にすることは出来ない。

委員 障害のある人に対して、全て受け入れなければいけないことはないということも分かるが、最初に断ることありきだった気がする。子どもの気持ちを考えたときに、行きたい子どもに対してあなたはこうだから無理なんだという2時間の説得であればそれは違うと思う。現状のままだと無理だが、どうすれば行けるようになるかをまず考えてほしい。そのためには、障害や病気をもつ子どもをサポートしてキャンプに連れて行く団体が中目黒にもあるが、そのような団体につなげるなどの方策をまず考えてくれればと思う。始めに否定ではなく、その子どもにとってどうなのかを考える方法から検討したり、サポートを受けられるところがあればそこにつなげたりするなど。いろいろな団体につながれば良いと思う。

会長 詳細な状況が分からない中での議論になるが、この状況から見ると最初から辞退をお願いしたとあるが、どう辞退していただくのかを2時間話されたなら、断られたと受け止められるのではないか。正当な理由があったのか、法律に照らして正しい行いだったのかという前に、姿勢としてもう少し状況を理解するということがあって然るべきという意味でのきめ細やかな配慮が必要だったのではないか。

委員 今回の事例で始めから断りありきだったとすると、親から子どもへのプレゼントだとしたら余計辛いものがある。そういったことに関して担当課の方でちゃんと事情を汲んであげるべきだったのではないか。

会長 今いただいたような意見が今度ホームページに公開されると思う。区民の皆様にはぜひ目を通していただきたい。

3の事例に関して、皆様からの話を伺いたい。

委員 事例3については、自分も相談を受けていた。これは、親の思いと学校の受け止め方に違いがあった。備考にあるとおり、最終的には見送りになったが、次回からは体制を整えて実施してくれると思う。ただ親からすれば「最初からそうしてくれていれば」と感情的になってしまった面もあるだろう。通常の学級に通っている子どもだから余計そのような気持ちになったのではないか。

委員 相談内容に「教育課程外だから」とあるが、教育課程内なら良いのか。教育課程外であり、職員の数が割り当てられなかったからと読み取れるが、正規の教育の中の防災教室だったら何も問題なかったのか。

幹事 校長が教員に時間外勤務を命じることはできない。そのため時間外の行事に関しては、あくまで校長を含めた、教員の奉仕的な意思に沿って行っている。当該校の場合は2年生対象に防災教室をやるということで、当初は2年生の担任の有志で行う予定で声をかけた。おそらく課題は、障害のある生徒の参加を想定していなかったことにあるのではないかと思う。改めて支援体制を整えたことで可能になったという状況であるため、当初予定していた人員では十分な体制が整えられないと判断した上での、お断りであったと考えている。

委員 解決状況として時間外勤務を命じたのか、あるいは自発的に募って体制がとれたのか。

幹事 後者である。

委員 今回は自発的に募り人員が確保できたが、人員が確保できなければ出来なかったということか。

幹事 指導者が少ない場合は、活動を縮減する工夫も考えられる。そもそも学校の自主性の中で行われている行事であるため、必ずやらなければいけないものではない。

委員 結論としては、機会均等を保障すべき活動というよりは自発性に任せた活動ということで、この様にしたのは致し方なかった。しかし、相談内容にある「安全管理」という理由はある程度正当性があるが、「災害時に活動できるリーダー育成を目的としていること」という理由は望ましくない。障害のある方はリーダー育成の対象にはならないという理由付けは正当ではない。

幹事 この案件については、学校からも保護者からも教育支援課にご相談をいただいていた。当初、学校から生徒・保護者に募集の案内をする際に「災害時のリーダー育成を目的としている」という言葉は入っていなかったため申し込んだと保護者・生徒はおっしゃっている。しかし、先ほどの委員がおっしゃった様に、たとえリーダー育成であっても障害のある方が申し込んではいけないことはないというのは当然のことだ。たとえば定員が決まっていて、選考基準があり、それを予告していれば、それにのっとった選考をすることもありえるだろうと思う。そのような様々なことを学校側と保護者が、企画段階から話し合いをすることが必要だ。これが、この件での学校や教育委員会事務局の教訓である。

毎年11月に、手をつなぐ親の会と教育委員会で懇談会を設けており、この件についても、昨年、合理的配慮に関するご要望をいただいたので、教育委員会定例会に報告すると共に、昨年11月と12月、2回の合同校園長会において情報提供し、今後の教訓にするよう伝えている。

会長 続いて事案4について、ご意見を伺いたい。

委員 めぐる区民キャンパスは 2001 年頃にできたと思うが、事例にあるようにチャイムが鳴るだけでアナウンスがないとか、点字ブロックの配置に問題があるということだと、設計の段階で配慮が欠けていたということになるのか。

幹事 区民キャンパスの設置時期は把握していないが、駅のトイレであれば誘導チャイムに続いて右は女性用トイレです、左は男性用トイレです、といったアナウンスが流れている。この事例にある解決方法は個別の解決方法でしかない。ハード的な改修を進めて、どなたにも対応できることが望ましい。

委員 めぐる区民キャンパスのチャイムの設備は施設ができたときからある。視覚障害者は小さい発信機を持っていて、そこから電波が飛ぶと「ここは〇〇です」とアナウンスが流れる仕組みだ。しかし、チャイムの音が近隣の方の迷惑になるということで、チャイムを止めていると言われたことがあり、設備があるのにその対応はおかしいと言ったら、鳴るようになった経緯がある。

点字ブロックについては、実際、点字ブロックだけを頼りに目的地に行くことは難しい。たどり着くには慣れしかない。音声と白杖を頼りに点字ブロックをたどって行く。電話をすれば迎えに来てくれる対応はありがたい。区役所の建物も電波を飛ばすと鳴るようになってははずだ。横断歩道の信号機の音声を止められたこともあり、その時は目黒通りを横断できなくなってしまった。警察に問い合わせたら近隣の方から苦情があったという。音声信号は、ボタンを押すと信号が変わるタイミングがゆっくりになるので、高齢者や小さいお子さんを連れた方にも便利なものだ。こういったものを必要としている方がいることを知らない人が多い。障害当事者でも知らない場合もある。そういうことから、障害者差別解消法は必要だと思う。

委員 7～8年前になるが、都市整備部の事業の一環で主要な駅の周辺を歩く企画を行った。放置自転車やお店の看板などで、車いす利用の方や視覚障害の方等が歩くことはとてもできない状況であることがわかった。障害当事者たちが区に訴えていくことが大切だ。

会長 今お話しを伺って初めて知ることが多くある。

委員 事例4で、当事者が図書館に訴えたのはどの時点なのか。図書館にたどり着けなくて電話をして迎えに来てもらったのか、なんとか図書館にたどりついてから訴えて、今後は電話をすれば迎えに来てくれることになったのか。

幹事 報告書にはそこまでの記載はない。当事者の方は、都立大学駅からめぐろ区民キャンパスまでは歩いて来ることができるが、区民キャンパスの敷地に入ってからが分からなくなるとのことで、図書館職員が後日、分からないと言われている場所を確認した。

委員 今後は、他の人からも同じ求めがあれば、同じ対応をするのか。

幹事 そうだ。

委員 平成 30 年度には中央体育館で大規模改修が行われる予定だが、事前に障害者団体等から意見を聞くことになっている。これが大事。

会長 事例 4 の備考欄に誘導チャイムの音声ガイドと点字ブロックの改修とあるが、その具体化はどうなっているのか。時期などはどうか。

幹事 報告書には記載されていない。

会長 事例に対する意見交換はこれで終了とする。会の最後に各委員から一言いただくことにする。

2 平成 30 年度以降の新委員委嘱予定について

会長 今後の予定について説明を求める。

幹事 現在の委員の任期は 30 年 3 月 31 日までである。新委員の委嘱については、委員の構成は変えず、団体推薦の委員については、各団体に 3 月頃に依頼をしていく予定である。

3 その他

会長 (4)については事例の検討の中ですでに説明があったので、(1)から(3)について説明を求める。

幹事 (1)について、資料をご覧ください。2月に区の職員を対象として研修を3回予定している。講師は会長にお願いした。

会長 この場での議論なども紹介させていただきたいと考えている。

幹事 (2)について、資料3をご覧ください。2月10日土曜日の午前10時から障害者差別解消法に関する区民講演会を開催する。委員の方々もぜひご参加を。

(3)について口頭で紹介する。相模原市で起こった事件を受けて、障害者団体から要望があり、障害者や高齢者等福祉に関する啓発冊子を作成することになった。社会福祉協議会に委託し、作業を進めているところである。本協議会からも会長や委員の方に編集委員会に加わっていただいている。委員の方から補足があれば、お願いしたい。

委員 本日は相模原の事件からちょうど1年半という日だ。平成28年7月26日に事件が発生し、障害者団体懇話会として、8月4日に区に申し入れを行った。内容は2件。1件目は、障害者に対する理解を子どもの時から進めていく必要があること。他自治体が作成している啓発冊子等を集めて区に示し、小学生を対象として、障害者、高齢者、子ども等の要配慮者への理解を進める冊子作成を要望した。完成したら様々な場で活用していきたい。

2件目は、障害者施設で働く職員のメンタルケアの推進である。ストレスをためてしまう職員もおり、そのために離職する方もいる。社会福祉協議会に委託し、日時を決めて相談室を開設したり、今後はストレスチェックも行うことになっている。

会長 本日委員の方が配付された資料について説明をお願いしたい。

委員 「わかってください」を改めて配付した。ある商店街の方々と話し合いをしたときに、「知的障害の人ってどういう人ですか」と聞かれてショックだった。障害の特性が地域の人たちに知られていないと思った。そこで障害毎の特性を紹介する冊子「わかってください」を作成し、これまでに何万部と配ってきた。

また、目黒区の選挙管理委員会が選挙時の障害者への対応マニュアルを作成している。地域で生活していくには自助も共助も必要だ。

続いて、2月5日の講演会のチラシを配付した。発達障害についての講演会である。参考にさせていただければと思う。

委員 3月6日に開催する雇用促進フェアのチラシを配付した。パネル展示や物品販売等を行う予定である。講演は東大の先端科学技術研究センターの近藤先生にお願いした。内容は多様な働き方について提案するものである。障害者雇用の国の基準は一人週20時間であるが、これは障害のある方にとってはハードルが高い。一人週5時間勤務の人を4人雇用すると1カウント等、考え方を転換すれば高齢者やシングルマザーなど、もっと働くことのできる人が増えていく。様々に工夫した取り組みの事例などを紹介していく予定である。

会長 続いて、東京都の障害者差別解消に関する条例制定に向けた検討委員会に出席している委員の方に情報提供をお願いしたい。

委員 都では12月から1月15日までパブリックコメントを実施した。今後いただいたご意見等を検討し、30年10月の条例制定を目指して検討を進めていく予定である。

現在聞いているところでは、障害者差別解消法よりも一段踏み込んだ内容になるようだ。具体的には法では民間事業者は合理的配慮の提供が努力義務となっているが、条例では民間事業者にも義務とすること、また条例に違反した場合の勧告や悪質な場合には事業者名を公表すること等を検討している。

都の条例素案はホームページでも公表されている。2020年のオリンピック・パラリンピックを見据えて共生社会、ダイバーシティの実現を目指していくとして進めている。

会長 最後に委員の皆さんから一言ずつ今日の会議についてご意見やご感想をいただきたい。

委員 この協議会に出席するようになって、改めて障害や障害者について意識を持つようになった。パラリンピック等をきっかけに社会全体で障害者への関心の窓が開いていけばよいと思う。

委員 小学生向けの冊子への取り組みについて紹介があったが、学校で障害者への理解を進めていくことの意味は大きい。私の子どもの友人たちは、0歳のころから私を知っているので、特に違和感なく私に話しかけてくる。障害のある子ども普通学級で学ぶことができるようになればと思う。

委員 子どもたちが小さいうちから障害者に違和感なく接することができるようになることは大事で、そのために自分は学校でのボランティアを続けている。今年も1月から3月までの間に4校に出向く予定である。最近うれしかったこととして、通信制の高校から依頼が来た。この学校は専門的な活動を行っているのだが、先生が取り上げてくれて話がきた。皆さんに障害者について知っていただくことが大事だ。

委員 これまで3回、協議会に出席させていただいた。今回は2番目と3番目の事例が特に印象に残った。参加希望に対して主催者の対応が後手後手で、積極的に受け入れていこうという姿勢が見られないのが残念だった。

最近思うこととしては、ヘルプマークのこと。発達障害等、外見から分からない障害者がヘルプマークを掲げていると周囲の人はどう感じるのだろうか。

テレビ、ラジオ、新聞などを見ると、発達障害への認知はまだあまり進んでいないように思える。Eテレは様々な取り組みを進めていこうとしているようだが、民放はどうか。昨年話題になった24時間テレビは、発達障害や精神障害の企画をなぜやらないのか疑問に思う。

幹事 30年4月に東山に発達障害の支援拠点を開設する。今後啓発事業や保育園職員へのアドバイス等も行い、取組を充実させていく予定である。

委員 みなさんの話を伺って、いろいろあって大変だなと思う。大変だし、不便なこともあるけれど、それも仕方ないのかなと思っている。

委員 自分は就労の分野で仕事をしているが、この協議会では様々な方のご意見を伺うことができるので、大変有意義であると感じている。今日の話し合いでは、相談に来る方々に対して、どのように対応すればその方々の気持ちに伝えられるのか、という姿勢に基づく対話が大事だと感じた。

委員 本日の意見交換の中で、視覚障害者用の音声ガイドを「うるさい」という方がいることを知りショックだった。「うるさい」という見方を選択するのか相手の身になって考えるのか価値観の問題であるが、それらを必要としている人がいることを繰り返し伝えていくしかないのだろう。小さいときからの学びが大切だと改めて感じた。

委員 今回の会議を通して改めて思うこととして、2点あった。

まず、知的障害児の学級がある学校では、子どもたちが日常的に障害のある児童と接しているので、障害のある子という特別なイメージを持たず普通に過ごしていることが多い。本日の意見交換の中で、小さい頃からの啓発が大事とのご意見をいただいているが、その通りである。駆け足の速い子と遅い子がいるように、何かをするのに時間のかかる子もいる。交流ありきで障害のある子を普通学級に連れて行くと障害のある子がびくびくしてしまうことがある。その子が行きたいと思って行くような場にならないといけない。肌で感じて交流を深めていくことが大事だと思う。

次に本日の事例2について、住区住民会議は善意で活動されている方が多くいる。子どもを預かる側としては、安全が確保されていないと連れて行くとは言えない。伝え方を考えた

り、根拠をしっかりと持つことが大切だ。今回の事例を通して改めて学習させていただいた。

委員 自分は障害者団体に所属しているが、そこで思うことは周囲の方が様々に支援してくれているということだ。自由が丘の商店街では、植樹リレー、ハロウィンパレード、盆踊りなど様々なイベントに呼んでいただき、みんなとても喜んでいる。また、産業能率大学の学生ボランティアが協力してくれているが、みんなよく勉強している。車いすを使った障害者や高齢者の体験などの取り組みには素晴らしいものがある。中目黒の商店街にもお世話になっており、日々感謝である。

ここで一つ PR を。2月24日午後1時から自立支援協議会のイベントがあるので、ぜひおいでいただきたい。

委員 障害者への理解は触れ合う機会が多いかどうかで決まるように思う。障害者に配慮した運動会というものもある。

本日の意見交換の中では、4つの事例のうち3つが、応募してきた人が受け入れられなかった話だった。突然応募があったときに納得してもらえる対応がとれていない。こういうところにこそ啓発が必要なのだと思う。

委員 商店街の構成員には個人商店が多い。企業としてのルールを特に持っておらず、店主のキャラクターでお店を経営している方がほとんどだ。障害のある方が働きたいとしてその店に来られたときに、障害者と触れ合う体験をしていないので、どうしていいかわからないというのが本音だろう。商店街の店主の方々に、障害のある方がどう困っているのかを理解してもらうにはどうしたらいいのかが課題となっている。自由が丘商店街では2年ほど前から障害者を意識した取組を始めている。障害のある方に参加してもらい、触れ合うきっかけを作っていくことから始めている。今年は「だれでもダンス」に取り組んでいる。いろいろなことに挑戦してみようと思っている。

委員 本日の意見交換を大変興味を持って聞かせていただいた。障害のある子どもの通学に付き添っているので、大勢の障害のある子と知り合う機会がある。彼らを見ていると障害ということばで表現されてはいるが、それらは単にそれぞれの個性であると感じている。そういうスタンスが大事なのかなと思う。

幹事 配付資料の補足説明をしたい。家のイラストが描かれたチラシは、ちんたい協会が作成したもので、賃貸住宅を貸す際の合理的配慮について説明したものである。参考資料としてお配りした。

また、28年度と29年度の第1回目の会議録をお配りしている。これらは区のホームページで公開している。

最後に、昨年内閣府が行った世論調査では、回答者の76～77%の人が障害者差別解消法そのものを知らないという回答だった。行政だけでは十分な周知はできない。委員の皆様のお力を借りながら、今後も障害者差別の解消に向けて区として全体的な取り組みを進めていきたい。

委員 本日は様々な事例を検討した。児童虐待防止法が施行されたときも、それまで虐待と認識

されていなかったものがクローズアップされて虐待の通報件数が増えたように、今は過渡期であり、問題が表面に出てきたこと自体が評価できる。今までは訴えることもできなかった問題が訴えることができるようになったと考えればいい。これらの事例を積み重ねていくことが大事だと思った。

会長 以上をもって本日の会議を閉会とする。ありがとうございました。

以 上